

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から47年3月まで

申立期間当時は、父親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、母親が家族の保険料をまとめて町内会の集金人に納付してくれていたはずである。保険料を納付したことを証明するものは残っていないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿や確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続したとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月31日に申立人の妹と連番で払い出されており、申立人とその妹の保険料は同年4月から納付されていることから、申立人の父親は、同年5月ごろに申立人とその妹の国民年金への加入手続を同時に行い、申立人の資格取得日を43年4月の20歳到達時まで遡^{さかのぼ}ったものと推察され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は「保険料を納付したことは覚えているが、いつからいつまで納付したかまでは覚えていない」と申し述べており、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から同年12月までの期間、58年10月から59年5月までの期間、59年10月から60年5月までの期間、60年11月、61年3月、同年4月、平成元年3月、2年7月、同年8月、同年9月及び3年2月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月から同年12月まで
② 昭和58年10月から59年5月まで
③ 昭和59年10月から60年5月まで
④ 昭和60年11月
⑤ 昭和61年3月及び同年4月
⑥ 平成元年3月
⑦ 平成2年7月
⑧ 平成2年8月及び同年9月
⑨ 平成3年2月から6年1月まで

国民年金制度発足時に、父親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれていた。A市に転入した時から、私が保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間のすべてについて、船員保険資格喪失後の国民年金への切替手続を申立人の父親か申立人自身で行ない国民年金保険料を納付していたと主張しているだけで、切替手続について、申立人は、国民健康保険の手続をすると自動的に国民年金にも加入したことになるとす

るなど、国民健康保険を船員保険と同様の制度（健康保険と年金等を包括した制度）と混同している可能性が高い上、国民年金保険料の具体的な納付方法の記憶が無いなど、船員保険資格喪失後の国民年金への切替手続や国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、船員保険の資格取得日が昭和 44 年 1 月 4 日の記録に基づき、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を重複納付していたため、同年 11 月に還付されているが、この時、国民年金の資格が喪失されており、それ以降、申立人が国民年金へ加入した形跡は無い。

加えて、申立期間が 9 回と多数である上、特に行政側の記録管理の不手際をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から40年3月まで

A町に住んでいた時、父親が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を同居していた姉の分と一緒に納付してくれていたと思う。姉の保険料は、納付済みとなっているのに、私の分は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の父親も亡くなっていることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前の記号番号を持つ20歳到達者の資格取得日から昭和39年11月以降と推認できることから、申立期間のうち、38年6月から39年3月までは過年度納付となるが、申立人の姉は、申立人の父親が姉妹の保険料と一緒に納付していたはずと申し述べるだけであり、過年度納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から39年3月まで

国民年金保険料の納付については妻に任せており、3か月ごとに役場の集金人に納付していたことを記憶している。申立期間当時は、事業の景気も良く収入が十分あり、保険料の支払いが遅れることや未納にする理由も無く、納め忘れということも考え難いので未納となっていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については直接関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の妻は亡くなっていることから、加入手続の状況が不明である上、申立人は、納付書により役場の集金人に納付していたとしているが、申立期間当時は納付書を発行しておらず、納付状況についての記憶は明確でない。

さらに、申立期間については、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も未納となっており、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から51年3月まで

昭和45年ごろ、国民年金に加入して間もなく、社会保険事務所から保険料の請求が来たので、私が社会保険事務所に行き、2年分の保険料をまとめて納付した記憶がある。その後は、親が納付してくれてはらずであり、両親も未納無く納めているので、私の分だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は国民年金に加入した当初において、2年分の保険料として2万円ぐらい社会保険事務所で納付したとしているが、実際の保険料額と一致しない上、社会保険事務所では現年度保険料の収納はできないなど、申立内容に不合理な点がみられる。さらに、その後の申立期間に係る保険料納付について、申立人は関与していないことから、納付状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、昭和53年4月ごろ払い出されたものと推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料は時効であり、納付することができない。

その上、A市の被保険者名簿によると、昭和51年4月から52年3月までの保険料を53年10月24日に過年度納付した記録があることから、申立人が同年4月に、資格取得日を45年5月1日に遡^{さかのぼ}って国民年金に加入し、53年10月24日に51年4月から52年3月までの保険料1万6,800円を過年度納付したことが確認でき、申立人は、このことを45年ごろに加入

手続したものと勘違いしている可能性を否定できない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。